

地域コミュニティ活性化事業
参加者募集

政策推進課政策推進係
☎(2888)1213

地域にお住まいの皆さんや地域のための団体活動に参加されている皆さんが集い、意見交換や情報共有をしながら親睦を深めることで地域コミュニティの維持や活性化を図ります。

今年度は試行的な開催とし、今後の事業展開の参考とするため、効果測定にご協力いただける方の参加を募集します。

日 令和6年11月9日(土)

午後3時から

場 生涯学習センターせせらぎ館2階・みどりホール

対
応募要件

20歳以上の村内在住者で、次の要件を満たす方

- ・ 将来的に、地域活動や団体活動の担い手として積極的に取組んでいきたい意欲のある方

・ 事業実施後の効果測定(アンケート調査やヒアリングなど)にご協力いただける方
募集人数/10人程度

内 ①講話・情報提供

②意見交換・懇談

費 2千円/1人(飲食代)

申 令和6年8月16日(金)

までにe-kanagawa電子申請システムまたは専用の申込用紙で申込み



申込フォームはこちら

※申込用紙は、政策推進課または村ホームページから取得できます。

他・詳細については、参加者に別途通知します。

・ 応募者多数の場合は、選考または抽選により決定します。なお、選考(抽選)結果につきましては、別途通知します。

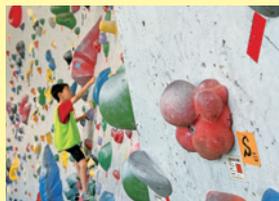
・ 開催内容は、予告なく変更となる場合があります。

県央やまなみ探訪

厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村の5市町村が観光振興で連携している「県央やまなみ地域」の魅力を、毎月順番に紹介します。紙面では伝えきれない5市町村の観光にまつわるコラムを、ニュースサイトでも紹介します(二次元コードからご覧ください)。

第3回 表丹沢の山麓に広がる秦野戸川公園

森と清流が自慢の公園の中に、人口壁をよじ登る競技・スポーツクライミングを気軽に楽しめる施設があります。



スポーツクライミング

実は初心者や女性でも気軽に楽しめるスポーツで、未経験者のための教室も開催中。森のさわやかな空気を吸いながら。心地よい汗を流してみませんか。

ニュースサイトで詳しく紹介しています

問 厚木市商業観光課 ☎(225)2820



県央地域の活性化のため新体制へ

「県央やまなみ協議会」

厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村は昭和53年に「広域行政連絡会」を組織し、行政課題解決のため連携してきました。7月から、名称を「県央やまなみ協議会」に改め、企業や大学をオブザーバーに加えて、観光や農業振興など県央地域のさらなる活性化を進めています。



名称変更の狙い

- ・ 名称に「県央やまなみ」を加えることで地域を明確にし、大山・丹沢・宮ヶ瀬を軸としたエリアの魅力・認知度の向上を図る。
- ・ 企業などからの意見を踏まえて協議し、地域全体の活性化を推進する。

農地の適正な管理のお願い

遊休農地や不作付農地を放置すると、雑草が生い茂りヤマビルや蚊などが繁殖する原因となるほか、病害虫が発生する恐れがあり、耕作をされている方への影響や住環境の悪化につながります。定期的に草刈りを行うなど、適正な農地管理をお願いします。

問 農業委員会 ☎(281)9436



児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出を

子育て健康福祉課
子育て支援係
☎(288)3861

現在、手当を受給している方は、現況届（所得状況届）を年に1回提出する必要があります。この届出は、その年の8月分から翌年7月分までの受給資格を確認するもので、提出しないと受給資格があっても手当が受けられなくなります。
※支給対象として把握している方にはお知らせを送付しています。

申提出期間

児童扶養手当現況届：8月30日（金）まで
特別児童扶養手当所得状況届：8月13日（火）～9月11日（水）

他制度のご案内

「児童扶養手当とは」

父母の離婚や父（母）の死亡などで父（母）と生計を共にしていない児童（満18歳に達する日以降の3月31日まで）について手当を支給する制度です。対象者は、児童を監護している父母または

養育者です。ただし、婚姻の届出がなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるときは対象となります。
※支給額は請求者および扶養義務者などの所得額で異なります。

「特別児童扶養手当とは」

知的障害または身体障害の状態政令で定める障害)にある20歳未満の児童について手当を支給する制度です。対象者は、児童を監護している父母または養育者です。ただし、児童福祉施設などに入所しているときや、障がいを受けることができないときは、対象となりません。
※支給額は対象児童の障害の程度により段階があり、請求者および扶養義務者などの所得額で支給の有無が判断されます。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

宮ヶ瀬霊園・無料送迎のお知らせ

環境上下水道課環境係
☎(288)3862

宮ヶ瀬霊園へのお参りの方が多い期間中、無料の送迎車を運行します。

期8月10日（土）～16日（金）

日平日／午前9時28分～午後4時2分（宮の平バス停留所発着）

土曜・日曜・祝日／午前9時25分～午後4時02分（宮の平バス停留所発着）

※運行時間中、約1時間に1便が発着

内運行区間／宮の平バス停留所と宮ヶ瀬霊園の間

留所と宮ヶ瀬霊園の間

他乗車案内／本厚木駅北口（5番乗り場）から宮ヶ瀬行きバスで「宮の平」バス停留所下車。※同バス停留所から送迎車に乗り継ぎます。

詳しくは、担当課へお問い合わせください。

お問い合わせいただく村ホームページをご覧ください。

お問い合わせいただく村ホームページをご覧ください。

お問い合わせいただく村ホームページをご覧ください。



**地域活性化起業人
とのおかのりひこ
外岡紀彦さんを任命**

村内で2人目となる地域活性化起業人として、エスティファーマ・コンサルティング(株)の外岡紀彦さんを任命しました。

外岡さんは、村づくり観光課に勤務し、ふるさと応援寄附金制度の推進や空き家活用、企業誘導、観光振興などに取り組んでいただきます。

☎ 政策推進課政策推進係 ☎(288)1213

村内の放射線量の測定時期の見直しについて

今まで3カ月に一度、放射線量の測定を実施していましたが、測定結果が基準値を大きく下回り、安全・安心な状況が続いていることから、測定時期を半年に一度に見直しました。次回は10月に測定しますので、きよかわ通信11月号に結果を掲載させていただきます。

☎ 総務課安全防災交通係 ☎(288)1212

※放射線測定器を貸し出しています。詳しくは、お問い合わせください。



8月10日は
「道の日」です

建設農林課建設係

☎(288)9436

道路は、私たちの生活に欠かすことのできない基本的な社会資本です。しかし、あまりに身近な存在であるため、その重要性が見過ごされがちです。そこで、道路の意義や重要性に対する関心を高めるために、8月10日が「道の日」として制定され、国土交通省が中心となり、毎年全国各地で各種の行事などが開催されています。

道路は利用する私たち共通の財産です。「道の日」を機会に誰もが快適に、そして安全に道路が使えるよう身近な道路の点検をしてみましましょう。

道路や歩道に植木鉢やプランターなどを置いていませんか。

通行の妨げや事故につながります。道路に物を置かないようにしましょう。

庭木の枝などが道路に張り出していないですか。

道路上に、私有地からの

樹木やその枝が張り出していると通行の妨げになるだけでなく、場合によっては歩行者や車両を巻き込む事故につながるおそれがありますので、適正な管理をお願いします。

道路清掃などの軽易な維持作業については、皆様のご協力をお願いします。

村では、道路の破損などの早期発見・対応に努め、安全で安心な道路を確保するために、日頃道路パトロールを実施しています。

道路に穴があいていたり、道路施設が壊れたりしているのを発見したときは、担当課までご連絡ください。安全で住みよい村づくりに、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



固定資産評価審査委員会
委員を選任

固定資産評価審査
委員会事務局

☎(288)1576

6月14日開催の村議会6月定例会で、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、現職の下嶋清一氏および山口郁夫氏の継続が同意されました(任期は令和6年7月3日から3年間)。

同委員会は、地方税法に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に設置される中立的・専門的な第三者機関で、3人の委員で構成される合議

制の機関であり議会の同意を得て村長から選任されます。



下嶋 清一氏



山口 郁夫氏

清川村メール
配信サービス
に登録しよう!

電子メールを利用して、ご登録していただいたパソコンやスマートフォン、携帯電話のメールアドレスに対して「清川村メール配信サービス」を配信します。

このサービスでは「安全・安心情報」のほか「防災行政無線の放送内容」や「保健予防情報」をお届けしています。

ぜひ、ご活用ください。

携帯電話をご利用の方は、kiyokawa@emp-sa.smart-igov.jpに空メールを送信してください。

問 総務課管理係
☎(288)1212



登録ページ

ラジオきよかわだより

83.6 MHz

☆宮ヶ瀬レイクサイドエフエム☆

午後0時30分

問 総務課管理係 ☎(288)1212

くらしの安全・
安心だより

花火による子どものやけどに
注意しましょう



子どもが花火で遊んでいる際にやけどを負ったという事故が発生しています。被害者は1~3歳児が多く、花火の火をつかもうとしたり、中には火花が着衣に飛んで着火し、燃え上がったりする事例があります。取扱説明書に従い、3歳以下の子どもに花火を持たせるのは避け、距離を置いて見せるようにしましょう。また、花火が消えたらすぐに水につけ、燃えかすでやけどをしないようにしましょう。

問 消費者ホットライン ☎188、厚木市消費生活センター ☎(294)5800

自衛官を募集

募集コールセンター

☎(0120)063792

幹部候補生

各自衛隊の幹部自衛官となる物を養成するコースです。

【大卒程度・院卒者試験】

対 大卒／22歳以上26歳未満の方

院卒／20歳以上28歳未満の方

申 9月26日(木)まで
(飛行要員除く)

他試験日(合格発表)／

一次：10月5日(土)
〔10月31日(木)〕

入隊時期／来年3月中旬
～4月上旬

入隊後、約1年で3等
陸・海・空尉となります。

医科・歯科幹部

各衛生部門において、部隊の医療や健康指導などの業務に携わる幹部自衛官となる者を採用します。

対 医師・歯科医師の免許取得者

申 10月24日(木)まで

他試験日(合格発表日)／
11月15日(金)〔12月19

日(木)〕

入隊時期／来年3月下旬
～4月上旬

技術陸上・航空幹部

経験を生かし、装備品などの研究開発などに従事する自衛官を採用します。

対 大卒以上の方で、応募資格に定められた学部・専攻学科を卒業後、2年以上の業務経験のある方

申 10月11日(金)まで

他試験日(合格発表日)／

陸／一次：11月1日(金)〔12月16日(月)〕

空／一次：10月30日(金)～11月1日(金)※

いずれか1日〔12月16日(月)〕

入隊時期
陸／来年4月上旬

空／来年3月下旬～4月上旬

一般曹候補生

各部隊勤務を通じて、その基幹隊員となる陸・海・空曹自衛官を養成する制度です。入隊後、2年9カ月

経過以降選考により3等陸・海・空曹となります。

対 18歳以上33歳未満の高卒者(見込含む)

申 9月3日(火)まで

他試験日(合格発表日)／

一次：9月14日(土)～24日(日)※いずれか1日〔10月3日(木)〕

二次：10月12日(土)～10月27日(日)※いずれ

か1日〔11月21日(木)〕

入隊時期／来年3月下旬
～4月上旬

航空学生
海上自衛隊・航空自衛隊のパイロットなどを養成する制度です。入隊後約6年

で3等海・空尉となります。

対 海／18歳以上23歳未満の高卒者(見込含む)

空／18歳以上21歳未満の高卒者(見込含む)

申 9月5日(木)まで

他試験日(合格発表日)／

一次：9月16日(月)祝〔10月4日(金)〕
二次：10月12日(土)～

17日(木)※いずれか1日〔海／11月6日(水)、

空10月31日(木)〕

三次：海／11月15日(金)～12月11日(水)※

いずれか1日、空／11月9日(土)～12月12日(木)※いずれか1日

〔海・空／来年1月20日(月)〕

入隊時期／来年3月下旬
～4月上旬

自衛官候補生
自衛官となるために必要な基礎的教育訓練に専念する制度です。所要の教育を経て、3カ月後に2等陸・海・空士に任用されます。

対 18歳以上33歳未満の方

申 年間を通じて実施

他試験日は受付時にお知らせ。合格発表日・入隊時期は試験時にお知らせ

ます。

予備自衛官補(一般)
一般社会人や学生の方を予備自衛官補として採用し、教育訓練終了後、予備自衛

官をして任用する制度です。

対 18歳以上52歳未満の方

申 9月19日(木)まで

他試験日(合格発表日)／

9月21日(土)～10月7日(月)※いずれか1日〔11月7日(木)〕

採用日／12月18日(水)

予備自衛官補(技能)
一般社会人や学生の方を予備自衛官補として採用し、教育訓練終了後、予備自衛官をして任用する制度です。

対 18歳以上で国家資格などを有する方(資格により53歳以上55歳未満の方)

申 9月19日(木)まで

他試験日(合格発表日)／

9月21日(土)～10月7日(月)※いずれか1日〔11月7日(木)〕

採用日／12月18日(水)

予備自衛官補(一般)
一般社会人や学生の方を予備自衛官補として採用し、教育訓練終了後、予備自衛

官をして任用する制度です。

対 18歳以上52歳未満の方

申 9月19日(木)まで

他試験日(合格発表日)／

9月21日(土)～10月7日(月)※いずれか1日〔11月7日(木)〕

